



# 介護保険負担限度額認定証の 判定基準と軽減内容



## 判定基準

利用者負担段階	判定基準	
	所得などの条件 ※配偶者は世帯分離している場合および内縁関係にある場合も含む	預貯金などの条件 ※本人または夫婦
第1段階	・生活保護受給者 ・住民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者	★1,000万円以下 (★夫婦は2,000万円以下)
第2段階	住民税非課税世帯で、 本人の前年の課税対象年金収入額＋合計所得金額＋非課税年金収入が80万円以下の方	650万円以下 (夫婦は1,650万円以下)
第3段階①	住民税非課税世帯で、 本人の前年の課税対象年金収入額＋合計所得金額＋非課税年金収入が80万円を超え120万円以下の方	550万円以下 (夫婦は1,550万円以下)
第3段階②	住民税非課税世帯で、 本人の前年の課税対象年金収入額＋合計所得金額＋非課税年金収入が120万円を超える方	500万円以下 (夫婦は1,500万円以下)
第4段階	上記の該当しない方は基準額となり、負担限度額認定証は必要ありません。	

※1 65歳未満(第2号被保険者)の方は段階にかかわらず、預貯金等の基準額は★となります。

※2 預貯金などの対象となるのは、**預貯金、投資信託、有価証券、現金、負債(一般的な金銭の借入、住宅ローン等)**などです。生命保険、貴金属(時価評価額の把握が困難なもの)は対象外です。

※3 非課税年金とは、**国民年金、厚生年金、共済年金の各制度に基づく遺族年金・障害年金**を指します。

具体的には、日本年金機構等から通知される振込通知書などに「遺族」「障害」と印字された年金(遺族厚生年金、障害基礎年金など)のほか、「寡婦」「かん夫」「母子」「準母子」「遺児」と印字された年金も対象となります。

※4 非課税年金に含まれないもの

上記に該当しない年金のほか、弔慰金・給付金などは、「遺族」や「障害」という単語がついた名称であっても、判定の対象となりません。

## 軽減内容

利用者負担段階	軽減内容 (日額)							
	食事		居室					
	施設	短期入所	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	従来型個室 (特養等※1)	多床室	多床室 (特養等※1)
第1段階	300円	300円	820円	490円	490円	320円	0円	0円
第2段階	390円	600円	820円	490円	490円	420円	370円	370円
第3段階①	650円	1,000円	1,310円	1,310円	1,310円	820円	370円	370円
第3段階②	1,360円	1,300円	1,310円	1,310円	1,310円	820円	370円	370円
第4段階 (基準費用額)※2	1,445円	1,445円	2,006円	1,668円	1,668円	1,171円	377円	855円

※1 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)での施設サービスや、短期入所生活介護(ショートステイ)を利用した場合

※2 基準費用額とは、国が示した標準的な食費・居住費を指し、具体的な金額は施設との契約で決まります。